助成金

外国人労働者の就労環境整備の助成

2026年10月1日の改正後は、20万円か25万円

外国人社員を雇う会社の人事・総務の方へ

この資料で分かること

1 もらえる額と、必ず行う2つの取り組み

2 計画から支給申請までの期限

3 最初から残しておく記録

2026年10月2日 確認

10月1日以降に出す計画は、20万円か25万円です

行う取り組み	支給額
責任者の選任と多言語化	20万円
上の2つと一時帰国の休暇	25万円

9月30日までに出した計画は、前の支給要領のままです。

対象は雇用保険に入っている外国人社員。特別永住者などは除く。

責任者は事業所ごとに選び、講習を受けます

責任者のこと	中身
選んで知らせる	名前と、 相談に応じることを周知
面談する	全員と3か月ごとに 1回以上
相談先の案内	労働基準監督署など
講習を受ける	責任者の全員が受講

苦情・相談の体制づくりは、責任者の役目にまとまりました。

講習は無料のオンラインで、約3時間30分。

3種類の書類を、それぞれ1つ以上訳して知らせます

書類	すること
就業規則か労働協約	訳して知らせる
労働条件通知書か 雇用契約書	訳して知らせる
社内マニュアル	訳して知らせる
一時帰国の休暇（任意）	年1回以上・ 連続5日以上の有給

この休暇は、年次有給休暇とは別に就業規則などで定めます。

計画は、始める日の6か月前から1か月前までに出します

1	計画を出す	本社を管轄する労働局へ
2	取り組む	期間は3か月以上1年以内
3	離職率を見る	終了後6か月で15%以下
4	支給申請	その後2か月以内

外国人社員が2人から6人なら、離職1人まで可。

面談は、離職率を見る間も続けます。

今は電子申請でなく、持参か郵送です。

記録は、計画を出す前から残し始めます

- ☐ 訳した書類と、知らせた日・方法
- ☐ 面談の結果を書いた書面
- ☐ 責任者全員の受講証明書
- ☐ 外国人雇用状況の届出をした
- ☐ 計画の前6か月から終わりまで解雇等なし
- ☐ 前に受給したなら、3年たっている

受講証明書は、講習の当日に保存します。

当社は、申請書類の作成と提出の代行は行いません。

責任者を決め、計画を出す日から逆算します

次にやること

1 2026年10月1日版のガイドブックを読む

2 責任者を決め、講習の日を申し込む

3 外国人社員の教育は、30分の相談で整理する

出典

厚生労働省：ガイドブック（10月1日版）

厚生労働省：支給要領（10月1日現在）

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

在留状況と研修の目的から、学習を設計します

ご相談で分かること

1. いつ、だれに、どの準備が要るか
2. 受講の時間数と、期間の目安
3. 受講の記録と、修了の証明の出し方

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 試験の合格や、在留資格の許可を保証するものではありません。
- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784